

安全の手引き

平成27年3月1日
在スリランカ日本国大使館

目 次

I	はじめに	1
II	防犯の手引き	2
1	防犯の基本的な心構え	-2-
2	最近の当地情勢	-2-
	(1) テロ情勢	
	(2) 一般犯罪発生状況	
3	防犯のための具体的注意事項	-3-
	(1) 住居(選定及び警備方法等)	
	(2) 外出時の注意事項	
	(3) 生活上の注意事項	
4	交通事情と事故対策	-9-
	(1) 当国の交通事情	
	(2) 事故対策	
	(3) 事故を起こした場合	
	(4) 当国特有の交通合図(慣習)	
	(5) その他	
5	テロ・誘拐対策	-11-
	(1) テロ対策	
	(2) 誘拐対策	
6	緊急時に役立つ簡単な現地語	-13-
III	在留邦人用緊急事態対処マニュアル	14
	＜内乱・暴動等に備えた心得＞	
1	平素の心構え・準備	-14-
	(1) 連絡体制の整備	
	(2) 一時避難場所及び緊急退避先	
	(3) 緊急時における携行品等、非常用物資の準備	
2	緊急時の行動	-17-
	(1) 心構え	
	(2) 情勢の把握	
	(3) 大使館への通報等	
	(4) 国外への退避	
IV	緊急事態に備えて	21

I はじめに

スリランカで生活されている在留邦人の皆様にとりまして、ご家族共々事件や事故に巻き込まれることなく、安全な生活を送ることのできる基盤造りは最も重要なことのひとつです。

この基盤造りの一助にさせていただくため、当地の犯罪事情や交通状況などを踏まえて、邦人の皆様が被害に遭うかもしれない事件・事故に対する具体的な心構えや注意事項を網羅した「安全の手引き」を改訂いたしました。

この手引きが当国で生活される在留邦人の皆様の一助になれば幸いです。

●このマニュアルのうち、III「在留邦人用緊急事態対処マニュアル」については、退避などの緊急事態が生じた際に役立つ情報を記載していますので、印刷して携行品に加えていただくことをお勧めいたします。

平成27年3月1日

在スリランカ日本国大使館

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

犯罪に遭わないための確実な方法は残念ながらありません。

しかし、何らかの対策を講ずることにより、被害者となる確率を低くできます。

海外生活における安全の為の三原則は

「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」
であると言われていています。

そのほかに御配意いただきたいことには、以下のものがあります。

- (1) 何よりも「自分と自分の家族の安全は自分たち全員で守る」との心構えが基本である（家族全員で安全意識を高める）。
- (2) 「予防」こそが最善の危機管理。そのための努力を怠らない。
- (3) 悲観的に準備し、楽観的に行動する。
- (4) 現地での行動の三原則は、「目立たないこと」、「行動のパターン化を避けること」、「用心を怠らないこと」であり、現地の文化・風習や価値観を十分に考慮しつつ行動する。
- (5) 住居の安全対策が、生活面での安全対策の基盤になる。
- (6) 現地社会に早く溶け込み、治安情勢等に関する様々な情報が日頃から得られるようなネットワーク作りを心掛ける。
- (7) 犯罪者の視点に立って自らの安全を考えると、注意すべきことがより鮮明に見えてくる（住まいの外周、玄関ドア、窓等の点検、身の回りを常時点検）。

2 最近の当地情勢

内戦終了後、平和がもたらされている現在、好調な経済発展を背景に当地の情勢も急速に変化しています。

(1) テロ情勢

ア タミル・イーラム解放の虎（LTTE）

内戦が終結して5年が経過し、平和構築及び国内の安定に向けた政府の取り組みが進んでおり、爆弾テロ事件等は発生していません。

治安当局からの情報では、海外のLTTE関係者は組織再興のための資金獲得活動を継続していることから、今後もその動向を注視する必要はあるものの、スリランカ国内で、日本人を含む外国人が直接の標的にされることは、現時点ではないとのこと。

イ 国際テロ

世界的には、過激な宗教信者等によるテロが発生していますが、治安当局は、スリランカにおける国際テロ発生の危険性は低いとしています。

しかし、スリランカ南西部の都市アルトガマ等において、仏教徒とイスラム教徒の対立事案が発生するなど、今後の情勢には注意が必要です。

(2) 一般犯罪発生状況

経済発展による物価上昇に起因して、貧富の格差が拡大傾向にあります。賃金の低い貧困者が街頭犯罪、侵入窃盗を敢行したり、高騰する違法薬物を得るため違法薬物中毒者が凶悪犯罪を引き起こす例が散見されるようになりました。

街頭犯罪等については、これまで高級住宅街では発生の少なかった侵入窃盗や路上強盗、ひったくりが散見され、外国人の被害も把握されています。

スラム街では犯罪が多発しているので、興味本位での立入りは絶対に避けてください。

コロンボ市郊外の犯罪発生率は非常に高く、ヌゲゴダ地区、ケラニヤ地区及びマウントラビニヤ地区は、スリランカ全土のワースト3に常時数えられていることから、人気の少ない道路、夜間の散策などは特に注意して下さい。

違法薬物に関する犯罪については、コロンボ市及び郊外では主にヘロインが、地方都市では主に大麻が密かに売買され、警察の検挙報道も頻繁に発表されています。

3 防犯のための具体的注意事項

これまで邦人の方々が遭われた被害状況を踏まえて注意喚起いたします。

(1) 住居（選定及び警備方法等）

ア 住居選定の際の注意事項

(ア) 住居地域の治安状況等を確認する。

●治安の良好な場所を選定

- ・邦人が多く住む場所を確認
- ・スラム街が付近にないこと
- ・寺院・教会・モスク等，信者が多く集まる場所に隣接していないことを確認

●爆弾テロが頻繁に発生していた際には，標的となる政府要人の住宅，軍・警察関係施設又は重要経済施設の付近を避けるように勧めていましたが，現状においてはVIPの移動に伴う渋滞を我慢できれば問題なしと考えます。

●隣人の情報を得る。

(イ) 住居の安全性を確認する。

●警備員が常駐するアパートメントへの入居を検討する。

●一戸建て住宅の場合

- ・塀の高さは2 m以上あり，忍び返しが付いていること
- ・外側から家屋内部が直接見えないこと
- ・建物周辺に塀を乗り越えやすい樹木がないこと
- ・ドアや窓は堅固であり，ガラス部分には鉄格子が取付けられていること（内側に付けてあるのが効果的）。また，二重の錠やドア・チェーンが付いていること。
- ・防犯用（室外）の照明設備が整っていること
- ・使用人の部屋と母屋が完全に分離されていること

イ 警備方法

(ア) 一戸建て住宅の場合，警備員を雇用することをお勧めします。

警備員を雇った際には，具体的な警備方法を説明・指示し，漫然とした警備にならないようにする。怠慢な警備員の場合，警備会社に抗議するか，警備員の交代を要求する。

(イ) 防犯のために犬を飼う（防犯上の効果が大きい）。

(ウ) 室内・室外共に照明を明るくすることが必要。特に屋外照明は夜間を通して点灯しておくのがよい（センサー付照明設備が効果的）。

(2) 外出時の注意事項

ア スリ・置引き

被害は、混雑したバスの中、催し物会場などで発生。被害に遭わないように以下の点に注意すること。

- 多額の現金を持っている素振りを見せたり、支払い以外の現金を見せないようにする。
- 身体を押されたり、触られたりした場合は所持品をチェック。
- 混雑した場所では、手荷物を身体の前に抱える。
- 一般群衆の中で単独行動をしない。

イ 窃盗，空き巣

外出の際，メイド等の使用人に電化製品，食品，その他小物を盗まれるケースが多いので，使用人の動向には注意が必要になる。

ウ 邦人を対象にした強盗，殺人及び脅迫

使用人の中には，犯罪の手引きをするために犯罪組織から外国人宅に送りこまれる者もあり，過去にはコロンボ市内で犯罪組織による邦人強盗殺人事件，銃器所持の強盗が邦人宅に侵入，負傷するという強盗事件が発生した。

(ア) 上記イ及びウの対策

前述の「住居選定の際の注意事項」，「警備方法」及び後述の使用人に関する注意事項を参照してください。

(イ) 万が一，強盗・空き巣等の被害にあった場合

強盗に入られた場合は，絶対に抵抗せず努めて冷静を保ち，犯人と視線を合わせないようにする一方で，チャンスがあれば犯人の人相，服装その他特徴を観察し記憶する。

空き巣に遭遇した場合は，現場の状態を保存し，直ちに最寄りの警察署に届ける。警備員を雇用している場合，警備会社の管理者が現場を見たいと要求することがありますが，警察が到着するまでは現場に近付けないようにして下さい。警察の捜査により犯人逮捕及び盗難品の回収につながる可能性は低いと思われませんが，警察の巡回が増えるなど，再発防止につながります。なお，盗難保険に加入している場合は，警察の調書が必要になります。

エ 車上狙い

当国では、車両盗難は相当数ありますが、ドアをこじ開け、車内から荷物を盗む車上狙いの発生は稀です。しかし、車を離れる際は確実に施錠することはもとより、座席の上にバッグ等を放置することは避け、トランクやダッシュボードに入れる等の対応が必要です。特に夜間は、人通りの少ない所や目の届かない所での駐車を避けなければなりません。ドライバーを雇用し、駐車中は待機させておくことが効果的です。

オ 麻薬事件に対する警戒

過去には邦人旅行者がスリランカ人から、バラ売りの煙草を購入して喫煙していたところ、警察から大麻所持の現行犯で逮捕されています。路上でバラ売りされているものは大麻の可能性が高いので注意が必要です。

また、対日感情が良好な当地の雰囲気につけ入る犯罪もあります。スリランカ人などから「この荷物を日本の友人に渡して欲しい」等の依頼については十分に注意し、違法薬物の密輸に巻き込まれないような注意が必要です。

なお、当国における覚せい剤の営利目的所持の罪の場合は、死刑を宣告される可能性があります。

カ 夜間に外出する際の注意事項

家族等に外出先及び帰宅時間等を知らせる、暗い道での徒歩による行動を避ける、帰宅が夜遅くなった場合は、できるだけ大きな道路を通行する等の基本的な注意が必要です。

(3) 生活上の注意事項

ア 近隣者

(ア) 隣人との良好な人間関係の維持、隣人がどういう人物か知っておくと有効です。

(イ) 最寄りの邦人（知人）宅の位置、連絡方法を確認しておく必要があります。

イ 訪問者

(ア) 「恵まれない人達のために」と寄付金集めのため、スリランカ人が突然訪問することがありますが、信用できないケースがほとんどです。

(イ) 訪問者に対しては、直ぐに扉を開けず、覗き窓やインターフ

オンで確認し、また、ドア・チェーンをかけたままで対応する配慮が必要です。

(ウ) 依頼していない工事人等がきたら、内部に入れずに用件、会社名、身分証明書等を確認し、さらに会社へ電話確認する必要があります。

ウ 使用人（メイド、ドライバー、警備員等）

(ア) 使用人を雇用する場合、邦人が一定期間雇ったことがある人物など、信頼できる情報を入手することが重要です。

前任者からの引き継ぎの場合には、使用人の性格、勤務ぶり等をよく聴取し、雇用に際しては、氏名、住所、家族、連絡先、電話番号等の情報を記録しておき、また、契約書において雇用条件及び解雇に関する条項も必ず明記しておくことが賢明です（使用人の解雇に当たっては、契約条件に基づき書面を持って通告する必要があります）。

(イ) 貴重品や現金の放置をさけ、保管場所への立入りをさせないことが賢明です。

(ウ) 使用人が犯罪を手引きする場合がありますので、常日頃から使用人の言動に注意して下さい。特に、ドライバーの中には、自動車修理業者、ガソリンスタンド等と結託し、不必要な修理を行い、修理費等の上乗せ請求をする者もいるので注意が必要です。

(エ) 使用人や警備員に対しては、勤務中に部外者との接触、許可なく外部の者（使用人の家族、知人等）を自宅敷地内へ入場させないように予め注意して下さい。

(オ) 不在時の連絡先は教えても、行動予定は教えない方が賢明です。

(カ) 必要であれば、使用人が帰宅の際には家族又は警備員が所持品検査をすると良いでしょう。

エ 電話・郵便物

(ア) 盗みのための不在確認のために電話がかかってくる可能性がありますので、相手が名乗る前にこちらから名乗るのは避けて下さい。

(イ) 差出人不明の予期せぬ物が送られてきたときは、状況に応じて受け取らない対処も必要です。

(ウ) 郵便物が自宅に届けられる過程で、中身が盗まれることがありますので、高価な物、貴重品の郵送を避けて下さい。また、重要書類等を送付する際には信頼のおけるクーリエ業者を使うなど工夫する必要があります。

オ 施錠

(ア) 外出時及び夜間就寝時には確実に戸締まり（アパートのベランダや浴室、トイレなどの窓の鍵も必ず施錠）をする習慣をつけて下さい。

(イ) 自宅の鍵は家族が管理し、使用人や警備員には任せないことが賢明です。

(ウ) 外出時は、主寝室はもちろん、貴重品を保管している引き出しも施錠する、また、普段から主寝室に使用人を立ち入らせない方が賢明です。

(エ) 寝室に複数の錠を設置、もしくは浴室・トイレの外側に門錠を設置しておくことと安心です（夜間の強盗・侵入盗被害を防げる可能性が高いです）。

カ 長期旅行等

休暇等で長期不在にする場合には、自宅（鍵）の管理を他の在留邦人に依頼する等が望ましい処置です。過去には、鍵を使用人（メイド）に預けていたため、家財道具を盗まれるなどした例があります。

キ 撮影禁止区域でのカメラ・ビデオの使用

軍・警察関連施設、港湾及び空港はハイセキュリティ・ゾーンになっており、カメラ・ビデオの撮影は禁止されています。港湾でビデオ撮影などをすると治安機関に拘束されることもあるので、周囲の状況に注意して下さい。

ク 国旗侮辱罪、礼拝所不敬罪

スリランカ国旗・国歌等への敬意は法律で保護されています。又、仏像、寺院、その他の礼拝所に対する非常識な振る舞いは重い刑事罰を受ける可能性があります。

ケ スリーウィラー（オート三輪、トゥクトゥク）対策

詐欺、ひったくり、強姦など、スリーウィラーが犯罪の手段として使用される例が多く報告されています。またスリーウィラーの待

機場所には周辺の素行不良者が集まっていることもあります。安価で気軽に利用できる交通手段ですが、犯罪に巻き込まれないように注意を払う必要があります。

4 交通事情と事故対策

交通情勢も車両台数の増加に伴い、時々刻々と変化しております。

(1) 当国の交通事情

ア 2001年以降、邦人の死亡事故は発生していないものの、車両登録台数や運転免許証保有者の増加に伴い、交通事情は年々悪化傾向にあります。

当国では、ラウンドバウトと呼ばれる交差点を特徴としますが、このラウンドバウトでは右側から来る車両が優先されます。さらに警察官の手信号による交通流操作、交通規制標識の少なさに加え、センターライン感覚の欠如、バス及び三輪車の無謀な運転、至る所での歩行者の横断、無理な割り込みや追い越し等、日本の交通環境とは相当異なるため、当国での運転には細心の注意を必要とします。

イ また、当国には車検制度がなく、ヘッドライト・方向指示器・ストップランプ等が故障した車が数多く走っています。更に街灯が少なく夜間の路面が暗いうえ、ハイビームで走行している車が多く、目が眩む、そのような状況の中で無灯火の自転車等が走っていたり、人や動物等の飛び出しがあることにも気を配らねばなりません。

ウ 当国の道路は一部の主要幹線を除いて、舗装はされているものの、いまだに凹凸道路が多く、運転する際には道路状況にも気を付ける必要があります。当国の生活に慣れるまでのしばらくの間は、自分で運転することは避ける、信頼できるドライバーを雇う等の対応をお勧めします。

エ 当国における人命に関わる案件として、交通事故は最も身近にある危険因子です。なお、当国では保険未加入の車を運転することはできないので、中古車等を購入する際は、保険加入の有無、保険の有効期限を確認しておく等の注意が必要です（保険未加入の車を運転していることが判明すると罰金を科されます）。

(2) 事故対策

- ア 前述のように、ストップランプなどが故障している車が多く、使用できても方向指示器を使わずに右・左折する車をよく見かけるので、周囲の車の動きをよく観察することが必要になります。
- イ スピードを控えめに車間距離を十分に取り、常に安全運転を心がけて下さい。
- ウ 特に、夜間はスピードを出さないことが第一です。また、少し遠回りになっても照明が十分な道路を利用して下さい。
- エ 小さな子供を路上で遊ばせたり、一人歩きは絶対にさせないで下さい。必ず保護者が付き添って下さい。

(3) 事故を起こした場合

不幸にして事故に遭遇した場合には、直ぐに車を止め、先ず気持ちを落ち着ける、車は警察が許可するまで動かさない、怪我人が出た時には救急車を呼ぶ、又はタクシーで最寄りの病院に運ぶ等の処置をとる必要があります。また、外国人が事故を起こすと興味本位で大勢の人が集まって来ますが、特に敵愾心はないので、冷静を保ち、神経質になる必要はありません。

示談については、相手側に妥当な補償金を要求することが非常に難しい一方、外国人と見ると相手側から多額の補償金を要求される場合があるので、事故を起こした際は、必ず警察に連絡して証明措置を取るとともに、併せて保険会社に連絡する必要があります。

(4) 当国特有の交通合図（慣習）

ア パッシング（ライトの点滅）

こちらが右折しようとしている場合等に、対向車がパッシングをした場合は「お先にどうぞ」の合図ではなく、「こちらが進むので邪魔するな」の合図。また、警察のスピード違反取り締まりが進行方向先にあると、対向車がパッシングで合図をする場合があります。

イ 前の車のドライバーが窓等から手を出し、前後に動かす。

「追い越して、先に行け」の合図。この合図を出すのは、速度の遅い大型車のドライバーに多い。

ウ 前の車のドライバーが窓等から手を出し、上下に動かす。

「速度落とせ」の合図。

エ 前後にL（白地に赤い文字）マークを付けた車
自動車免許取得のために路上教習中の車を示す。速度が遅く、
交通渋滞の原因になる。

オ 交差点等にさしかかったときのハザードランプの点滅
右左折するのではなく、交差点を直進する合図。

（5）その他

1985年に、日本人旅行者が警察の検問所を車で突破したため、発砲を受け、死亡した事件が発生しています。98年にも警察が検問所で通学用バンに発砲し、幼稚園児2人を含む3人（スリランカ人）が重傷を負っています。また、2007年にドイツ大使館館員の運転車両が検問において停止の合図を見逃した際、兵士から警告射撃を受けています。2009年もスリランカ人の運転する車が停止の合図に従わなかったために発砲を受けています。したがって、検問には必ず応じるよう、また停止の合図を見逃さないよう留意して下さい。

また、検問中の警察官又は兵士の中には外国人に対して横柄な態度をとる者も散見されますが、検問には素直に応じて、反抗的な態度等はとらないようにして下さい。

5 テロ・誘拐対策

（1）テロ対策

ア 当国においては、内戦終結後に爆弾テロの発生はなく、LTTEの残党及びその他の勢力が日本人を含む外国人を攻撃する可能性は非常に低いと考えられます。しかし、突如発生する暴動等、不測の事態に巻き込まれる危険性を極力回避し、対応する心構えは下記の通りです。

- 家族全員の行動及び居所を常に把握し、いざという時に連絡が取れるようにしておく。
- 食料・燃料・バッテリー等の備蓄に心掛ける。
- ラジオ・テレビのニュースを聞く等情報収集に努める。

（なお、緊急時に放送される日本大使館の非常用FM放送の周波数は83.0MHzとなる。同放送を受信する際は、日本のラジオが必要である。当国で購入したラジオでは視聴不可）。

（2）誘拐対策

当国では、2013年に1087件の誘拐事件が発生していますが、外国人を対象にした身代金目的誘拐事件の発生はありません。

外国人の誘拐事例としては、1986年、北部州のジャフナでアメリカ人夫婦が、1991年、ポロンナルワで北部中央州でタイ人技術者が、LTTEに誘拐された事件がありますが、幸い無事に解放されています。

また、96年にはスリランカ南部のヤーラ国立公園内において、武装強盗団により小型トラックが略奪され、乗車していた外国人を含む観光客が一時人質となった事件が発生しています。

ア 対策

- 人前での言動に十分注意する。(恨みを買う可能性がある)。
- 住居等に出入りする時が最も誘拐・襲撃に遭いやすいので、出入りの際は、周囲をよく観察し、怪しい人物や車がないことを確認する。
- 夜の遅い時間帯の外出はできる限り控え、外出する場合には、必ず家族や知人に行動予定を知らせておき、なるべく複数人数で行動する。
- 単身赴任の場合、当地の友人や日本の家族等に定期的に連絡するように心掛ける。
- 誘拐犯人は、一般的に犯行前に下調べをするので、普段の行動を予見されないため行動経路、時間を変えるように注意する。
- 不審な電話があった場合には、警察、友人、同僚等に電話の内容を通知する。
- 尾行を察知した場合は、警察・軍施設等の前で停車し、様子を見る。また、状況により経路を変更するなど臨機応変に対応する。

イ 不幸にして人質となった場合

- 絶対に抵抗せず、犯人との融和的な関係を保つ努力をする。
- 捕らわれて孤独な状況に置かれても、警察・関係者等が救出努力をしていることを忘れず、冷静沈着を保ち、常に情勢を有利に導くように努力する。
- 犯人の指示にできるだけ従い、挑発したり、刺激したりしないよう言動に気をつける。

6 緊急時に役立つ簡単な現地語

「泥棒」＝ホレック

「助けて」＝ウダウカランナ

「警察」＝ポリースィヤ

「警察を呼んでくれ」＝ポリースィヤ・カタールカランナ

「パトカー」＝ポリスカール

「救急車」＝アンビランス

「火事だ」＝ギニガンナワ

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

＜内乱，暴動等に備えた心得＞

（注：この心得は万一に備えたものであり，近く当国で内乱等の事態が起きることを前提としたものではありません。）

万一，内乱，暴動等（以下「内乱等」という。）の緊急事態が発生した際には，大使館は全力でその対応に当たりますが，在留邦人の皆様におかれても，平素から自己の安全対策に万全を期する努力をしていただくことが大切です。

大使館では，緊急時に在留邦人の皆様が的確かつ迅速に対応できるよう，以下のとおり平素の心構えと必要な準備及び緊急時の行動について必要な諸点をまとめてみました。在留邦人の皆様は本マニュアルを参考に，緊急時に落ち着いて対処できるよう心掛けてください。

退避時には携行品と共に携行してください。

日頃より，定期的に目を通してください。

1. 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

- ア 在留邦人の方は在留届の提出を励行してください。在留届に変更（住所、電話番号、帰国等）があった場合は速やかに変更届（帰国届）を提出してください。（郵送，FAXも可）
- イ 大使館では、事件情報，大規模デモ・集会情報及び医療情報など，在留邦人の方に有用な情報を「大使館からのお知らせ」として配信しています。方法は，E-mailに限っています。ご希望の方は，メールアドレスをご連絡ください（変更した場合は必ずご連絡ください）。
- ウ 日本人会の緊急連絡網に変更があった場合には速やかに日本人会（安全対策理事）に御一報ください。また携帯電話の番号もできるだけ記載してください。
- エ 緊急事態はいつ起こるとも限りません。予め，そのような場合の家族間及び企業内での緊急連絡方法について決めておき，お互いに所在を明確にできるようにしてください。
- オ 緊急事態発生の際には，当大使館より連絡網を通じて情報を提供するとともに必要な場合は勧告を行います。電話回線が不通等の場合には以下の手段で必要な連絡を行います。
 - (a) 大使館のFM放送（電池の準備をお忘れなく。周波数は83.0MHzです。日本国内用FMラジオでのみ受信でき，スリランカ国内用ラジオでは受信できません。受信の際，ラジオは可能な限り屋外の高い場所に設置し，アンテナを大使館事務所方向に向けてください。）
 - (b) NHK海外ラジオ放送（NHKワールド・ラジオ日本），NHK衛星放送
 - (c) 邦人系無線[日本人会安全対策理事，日本人学校，JICA事務所に設置]
- カ 地方の在留日本人に対しては，電話が不通となった場合連絡が取れません。その場合，状況によっては最寄りの警察・軍に安否の確認及び連絡を依頼することもあります。

(2) 一時避難場所及び緊急時退避先

- ア 一時避難場所の検討

内乱等による戦闘又は騒乱が起きた場合はそれに巻き込まれる可能性があるため、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し、危険な場所に近づかないことを心掛けてください。緊急の際のとりあえぬ避難場所（知人の家等、外部との連絡可能な場所が望ましい）を日頃から検討しておいてください。

イ 緊急時退避先

大使館より、緊急事態発生時の状況に応じて、緊急時退避先への集結を勧告することがあります。大使館が指定する緊急時退避先は、国外退去の可能性を想定した集結場所であり、原則として以下のとおりですので、同避難先（集結場所）の位置を確認し、避難先へのルートを検討しておいてください。なお、当面の危険回避及び事後の行動の容易性を図るため、最適と思われる避難先を事案の発生場所等により下記の中から選択し大使館からお知らせします。

- ①大使公邸 12, Maitland Crescent, Colombo7
Tel:011-269-7344
- ②大使館事務所 20, R. G. Senanayake Mawatha, Colombo7
Tel:011-269-3831~3
- ③コロンボ市内主要ホテル
 - *ヒルトン・コロンボ Tel:011-254-4644
 - *シナモン・レイクサイド Tel:011-249-1000
 - *ガラダリ Tel:011-254-4544
 - *タージサムドラ Tel:011-244-6622
 - *シナモン・グランド・コロンボ Tel:011-243-7437
 - *ヒルトン・コロンボ・レジデンス Tel:011-534-4644
- ④笹川ホール：No. 4, 22nd Lane Col3
Tel:011-232-7231, Fax：232-4730
- ⑤バンダラナイケ国際空港：
Dept. of civil aviation general office
Tel:011-243-3213, 233-3447(Director General)
- ⑥ゲートウェイ・エアポート・ガーデン・ホテル（空港に直近の外国人向けホテル）
234/238 Colombo Negambo Road Seeduwa(katunayake)
Tel:011-544-0000

⑦フルムーンガーデン

754 Colombo Road Katunayake

Tel:011-226-221~2

2 (3) 緊急時における携行品等，非常用物資の準備

ア 旅券，現金，貴金属等最低限必要なものは，直ちに持ち出せるよう保管しておいてください。

イ 緊急時には一定期間自宅での待機も予想されますので，非常用糧食，医薬品，燃料等を基準として約10日分準備しておいてください。（21ページ「IV 緊急事態に備えて」の「4 携行品の準備」の項を参照）

ウ 緊急退避先へ避難後，しばらくの間は退避先で待機しなければならない事態もあり得ます。その際，食料，日用品，寝具等の生活用品が不足しますので，各人で，できるだけ持参していただくようお願いいたします。

2. 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生し，又は発生するおそれのある場合に，当大使館は所要の情報収集，情勢判断及び対策の策定を行い，緊急連絡網，FM放送，邦人系無線又はインターネット外務省ホームページを通じ，随時通報致します。平静を保ち，デマに惑わされたり，群集心理に巻き込まれることの無いよう注意してください。

(2) 情勢の把握

ア 当大使館からの連絡は，「大使館からのお知らせ」又は電話利用の可能な場合は日本人会緊急連絡網等により随時通報致します。電話利用が不可能な場合はFM放送及び邦人系無線を通じ通報致します。なお，電話利用が可能な場合においても状況によりFM放送及び邦人系無線の交信を実施することがありますので，常に受信できるようにしておいてください。

FM放送の前には日本の歌謡曲を流します。放送は第一報（随時）以後は約1時間ごと（原則として00分）に行う予定ですが，他の無線交信との関係で前後することがあります。

イ 緊急事態発生の際には，現地，海外報道，衛星放送テレビ等によ

る情報収集を各自心掛けてください。主なラジオの周波数は以下のとおりです。

S L B C 9 5 . 6 M H z

Y E S F M 8 9 . 5 M H z

F M 9 9 9 9 . 0 M H z

* N H K ワールド・ラジオ日本（N H K 海外放送）

周波数は時期により変更されますので大使館領事班等に問い合わせてください。また、インターネットにより、日本語放送周波数などの情報が入手できます。なお、情報は無料ですが通話料は利用者負担です。

アドレス [http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/radio/
shortwave/howto.html](http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/radio/shortwave/howto.html)

ウ 可能であればインターネットを通じて外務省ホームページも参照してください。

アドレス <http://www.mofa.go.jp/mofaj/> （日本語版）
<http://www.mofa.go.jp/> （英語版）

(3) 大使館への通報等

ア 緊急事態が発生した場合は、大使館から在留邦人の安否等を確認するため電話連絡を行います。自らも積極的に大使館に安否を電話連絡して頂くようお願い致します。特に、大使館が把握している以外の場所に移動する場合又はホテル若しくは知人宅に退避している場合などには、早期の御連絡をお願い致します。

イ 現場の情報の内、通報する必要があると認めたものは、随時大使館に通報してください。その他の在留邦人の方の貴重な情報となります。

ウ 自分や家族又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及んだ場合又は及ぶおそれがある場合は、迅速かつ具体的にその状況を大使館に通報してください。

エ 緊急事態が発生した際の日本人学校の閉鎖につきましては、できるだけ早いタイミングで休校等の措置を講じるよう対応（日本人学校及び学校運営委員会との協議が必要）したいと考えておりますので、関係者との連絡を密にしてください。

オ 緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応することが必要になります。大使館より在留邦人の方々にも種々の助力をお願いするこ

とがありますのでご協力ください。特に国外退避等の状況が発生した場合には、日本人会理事会、JICA、日本人学校関係者等にあらゆる面での協力を依頼することになりますのでよろしくお願い致します

(4) 国外への退避

ア 第1段階：各自又は会社等の判断により自発的に、あるいは大使館の指示により帰国又は第三国へ退避

(a) 「退避勧告」の発出が必要とされる事態に備え、一般商業便が運行している間に、緊急の用務のない人は国外に退避するよう大使館から勧告することがあります。

(b) この時点で国外に出る方は、可能であればその旨を大使館へ通報してください。大使館への連絡が困難である場合は、国外脱出後、日本の外務省の海外邦人安全課又は南西アジア課（電話（代）03-3580-3311：執務時間外では、録音された音声の案内が流れますが、業務は行っております）へ必ず連絡してください。

イ 第2段階：自宅待機

事態が切迫した場合、大使館より自宅等で待機するよう勧告することがありますので、上記1（3）の準備の確認をするとともに、報道又は大使館等からの情報収集を心掛けて頂くとともに、自発的な連絡をお願いします。

ウ 第3段階：国外退避のための集結

退避又は退避の為の集結を勧告された場合には、原則として上記1（2）イで指定した緊急時避難先に集結してください。その際、しばらくの間同避難先で待機する必要がある場合も想定されますので、可能であれば上記1（3）イ・ウの非常用物資等を持参するようお願いいたします。他方、緊急時には自分及び家族の生命及び身体の安全又は空港等までの移動の容易性を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にさせていただくようお願いいたします（一人1個10kg程度を基準とし、スーツケースはなるべく避けてください。ソフトタイプのスポーツバッグなどが最適です）。なお、場合により大使館が日本人会等と協力して避難先への交通手段をアレンジすることも検討します。

エ 第4段階：空港等までの移動（国内移動）

当大使館では、空港等までの移動について、以下の手段を想定しております。

- (a) チャーターバス利用（現時点では約30台[1台40人乗り]が可能です）
- (b) 大使館館用車，日本人学校スクールバス，各企業等民間車及び個人所有車両の利用（チャーターバス利用不可能時）
- (c) チャーターバスと民間車の併用（チャーターバスの確保台数による）人員輸送のための各企業等民間車については、できるだけ緊急退避先への集結時に退避先へ持ってくるようにしてください（各企業等民間車の動員協力については、日本人会側と大使館側とで調整させていただきます。）

また国外退去の際は、大使館側と民間側との協力は不可欠です。

空港における乗客誘導，空港までの輸送バスの搭乗，邦人への連絡・掌握，人員輸送車両の差出し及び運転等の支援をお願いすることもあり得ますので、よろしくご協力ください。

オ 第5段階：航空機等利用による国外退避

一般商業便の運行がなくなった場合又は満席で席が取れない場合等には臨時便の利用，あるいはチャーター便の手配により（チャーター機等の料金は原則自己負担[片道正規料金]ただし後払いは可能），また状況によってはその他の方法で退避することが必要になってくることあり得ますので，大使館の連絡に従うようにしてください。

なお，状況により空港等に大使館特設カウンターを設置するなど，種々の出国支援（旅券を所持していない場合，旅券に代わる帰国のための渡航書の発給等）が行われることもあります。

IV 緊急事態に備えて

1 旅券等

旅券については常時6ヶ月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください。(6ヶ月以下の場合には大使館に切替発給の申請をしてください)。

旅券の最終頁の「所持人記載欄」はもれなく記載しておいてください。下段に血液型も記入することをお勧めします。

なお、当国における滞在査証等は常に有効なものとしておくことが必要です。

2 現金，貴金属，預金通帳等の有価証券，クレジット・カード

これらは旅券同様すぐ持ち出せるよう保管してください。現金は家族全員が最低限10日間程度生活できる程度の外貨及び当座のための現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

3 自動車の整備等

- (1) 車をお持ちの方は常に整備を心掛けてください。
- (2) 燃料は常時十分入れておくようにしてください。
- (3) 車内には常時，懐中電灯，地図，ティッシュ等を備え置きください。
- (4) なお，自動車を持っていない人は，近くに住む車を持っている人と平素から連絡をとり，必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

4 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え，上記に加え次の携行品を，特定の場所にまとめて準備しておいてください。

衣類・着替え，履物，洗面用具，非常用糧食（缶詰類，インスタント食品，粉ミルク等の保存食，ミネラルウォーター等），医薬品等（常用薬，常備薬，衛生綿，包帯，絆創膏等），ラジオ（電池の予備），懐中電灯（電池の予備），ライター，ろうそく，マッチ，ナイフ，缶切り，栓抜き，紙製食器，割り箸，固形燃料，簡単な炊事用具，可能ならヘルメット又は防災頭巾（応急には椅子用クッション）

その他に，家族にとって必要と思われるものを準備をしておいてください。何よりも常日頃の準備が肝要です。 (了)

緊急連絡先リスト

- (1) 警察
- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 緊急通報 (コロンボ市内のみ) | 0 1 1 - 2 4 3 - 3 3 3 3 |
| 警察指令室 (スリランカ全土) | 1 1 9 |
- (2) 消防
- | | |
|--|-------------------------|
| | 0 1 1 - 2 4 2 - 2 2 2 2 |
|--|-------------------------|
- (3) 救急病院・救急車
- | | |
|-------------|-------------------------|
| ナショナル・ホスピタル | 0 1 1 - 2 6 9 - 1 1 1 1 |
|-------------|-------------------------|
- (24時間救急車を呼ぶことができます。)
- | | |
|-----------|-------------------------|
| ナワラ・ホスピタル | 0 1 1 - 2 4 2 - 1 6 6 0 |
| ラカ・ホスピタル | 0 1 1 - 4 5 3 - 0 0 0 0 |
- (4) 出入国管理局
- | | |
|--|-------------------------|
| | 0 1 1 - 5 3 2 - 9 0 0 0 |
|--|-------------------------|
- (5) ツーリスト・ボード
- | | |
|--|-------------------------|
| | 0 1 1 - 2 4 3 - 7 0 5 5 |
|--|-------------------------|
- (6) ツーリストポリス (緊急)
- | | |
|--|---------|
| | 1 9 1 2 |
|--|---------|
- (7) 日本人会事務局
- | | |
|--|-------------------------|
| | 0 1 1 - 2 4 3 - 5 7 8 4 |
|--|-------------------------|
- (8) フライト情報
- | | |
|--|-------------------------|
| | 0 1 1 - 2 2 5 - 2 8 6 1 |
|--|-------------------------|
- (9) 在スリランカ日本国大使館
- | | |
|--|-----------------------------|
| | 0 1 1 - 2 6 9 - 3 8 3 1 ~ 3 |
|--|-----------------------------|
- (大使館執務時間外の緊急連絡先 : 0 1 1 - 2 4 2 - 2 0 9 7)
- ホームページ <http://www.lk.emb-japan.go.jp/indexjp.html>
- 外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>